## 当店の最新牡蠣検査結果について令和7年10月17日

(1) 細菌検査

検査依頼機関:一般財団法人 宮城県公衆衛生協会

( 1	- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	<b>=</b> .				
	産地	商品名	細菌数	E.coli 最確数	腸炎ビブリオ最確数 (/g)	検査日
			(/g)	(/100g)		
1	長崎	九十九島	680	18以下	3.0以下	10/7
2	岩手	釜石	920	18以下	3.0以下	10/7
3	大分	蒲江	1100	18以下	3.0以下	10/7
4	広島	安芸津	300以下	18以下	3.0以下	10/7
5	大分	大入島	300以下	18以下	3.0以下	10/7
6	徳島	鳴門	300以下	18以下	3.0 以下	10/7
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

【食品衛生法の規格基準が定める、生食用牡蠣の成分規格は以下のとおりです】

① 細菌数 50,000/g 以下 ② E.coli 最確数 230/100g 以下 ③腸炎ビブリオ最確数 100/g 以下

(2) 定期的ノロウイルス自主検査

検査依頼機関:一般財団法人 宮城県公衆衛生協会

	産地 商品名		ノロウイルスの値	検査日
1	長崎	九十九島	自社基準値以下(検出されず)	10/14
2	岩手	釜石	自社基準値以下(検出されず)	10/14
3	大分	蒲江	自社基準値以下(検出されず)	10/15
4	広島	安芸津	自社基準値以下 (検出されず)	10/15
5	大分	大入島	自社基準値以下 (検出されず)	10/14
6	徳島	鳴門	自社基準値以下 (検出されず)	10/14
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

【弊社はノロウイルスについて定期的に自主検査を行い、「厚生労働省通達の10コピー以上を陽性」とする 判定に対し、生食用自社基準値として4.5コピー以下である産地のみをご提供しておりま

す】

検体名	細菌数(/ml)	E.coli 最確数	腸炎ビブリオ最確数	検査日
		(/ml)	(/ml)	
海洋深層水	0	1.8 以下	3.0 以下	9/9

【ご参考:水道法基準値は細菌数 100/ml 以下となっており、浄化海水の安全性は確保されています】